

企画提案競技実施要領

第1 目的

西臼杵広域行政事務組合病院事業（以下「西臼杵医療センター」という。）の3病院（高千穂町国民健康保険病院、日之影町国民健康保険病院及び五ヶ瀬町国民健康保険病院をいう。以下同じ。）において、利用者に対して、病衣、タオル等の日用品及びおむつ等の衛生用品を提供することにより、利用者の日常的な負担を軽減するとともに、病院内における衛生環境の維持向上を図る。

第2 業務の概要

1 業務名

入院・おむつセット等提供業務

2 業務内容

受託者は、西臼杵医療センターの3病院において、利用者からの申し込みに基づいて、利用者との間で入院・おむつセット等提供に係る契約を締結し、病衣、タオル等の日用品及びおむつ等の衛生用品を提供する。

詳細については、別添仕様書のとおりとする。

3 業務期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

4 担当部署（問い合わせ先）

〒882-1101

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井435-1

西臼杵広域行政事務組合病院事業（西臼杵医療センター）運営管理局

電話：0982-73-1715

FAX：0982-73-1718

メール：jimukyoku@nishiusuki-hp.jp

第3 事業者の選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

第4 参加資格要件

1 次に掲げる事項をいずれも満たす者が、プロポーザルに参加することができるものとする。

(1) 西臼杵広域行政事務組合又は西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町若しくは西臼杵郡五ヶ瀬町の入札参加資格者名簿に登録されていること。

※ 企画提案書の提出期限までに、西臼杵広域行政事務組合の入札参加資格者名簿に登録見込みの者も含む。西臼杵広域行政事務組合の入札参加資格者名簿の申請方法は、別添申請要領のとおり（必要書類を西臼杵広域行政事務組合事務局に提出すること）。

(2) 西臼杵広域行政事務組合又は西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町若しくは西臼杵郡五ヶ瀬町から指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされたもの及び同法に基づき更生手続開始の決定を受けたものでないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされたもの及び同法に基づき再生手続開始の決定を受けたものでないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされたもの及び同法に基づき破産手続開始の決定を受けたものでないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条の規定による指定を受けた同法第2条第5号に規定する指定暴力団等でないこと。

(8) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(9) 国税及び地方税（都道府県・市区町村）を滞納していないこと。

2 本案件は、複数の事業者で構成する共同企業体で参加することができるものとする。

この場合において、上記1（1）から（9）までの事項を全ての構成事業者が満たす共同企業体が、プロポーザルに参加することができるものとする。

- 3 共同企業体で参加する場合は代表事業者を定めること。なお、参加表明書を提出する際に、共同企業体協定書の写しを提出すること。なお、共同企業体協定書の提出後、代表事業者及び構成事業者を変更することはできないものとする。
- 4 1 事業者が複数の共同事業体に所属しないこと。また、共同企業体に所属しながら自らが単独でプロポーザルに参加しないこと。

第5 日程

1	実施要領等の公表	令和8年6月25日(木)
2	質問の提出期限	令和8年7月1日(水)午後5時
3	質問の回答	令和8年7月6日(月)
4	参加表明書の提出期限	令和8年7月10日(金)午後5時
5	企画提案書の提出期限	令和8年7月22日(水)午後5時
6	プレゼンテーション審査(予定)	令和8年7月29日(水) ※時間は参加者数に応じて決定し、 通知する。 ※天変地異、急患対応等、やむを得ず日程を変更する場合がある。
7	審査結果通知(予定)	令和8年8月初旬
8	契約締結(予定)	令和8年8月～9月
9	入院・おむつセット提供開始	令和8年10月1日

第6 説明会

説明会は実施しない。

質問がある場合は、**第8 質問の受付及び回答**のとおり、質問書を提出すること。

第7 配布書類の入手方法

1 配布方法

西臼杵医療センターホームページに掲載するので、各自ダウンロードすること。

西臼杵医療センター

ホームページURL <https://www.nishiusuki-hp.jp>

2 配布期間

公表の日から令和8年7月10日（金）まで

3 配布書類

(1) 実施要領（PDFファイル）

(2) 仕様書（PDFファイル）

(3) 各種様式（ワードファイル）

※ 配布書類をダウンロードできない場合は、**第2の4** 担当部署（問い合わせ先）まで問い合わせること。

第8 質問の受付及び回答

1 質問の受付

(1) 受付期限

令和8年7月1日（水）午後5時【必着】

(2) 提出方法

質問書（様式第5号）に必要事項を記入し、メールで提出すること。メール以外の方法による質問は原則受け付けない。

メールの件名は「入院・おむつセットプロポーザルについての質問」とすること。

質問書を受信後、西臼杵医療センターから受理のメールを送信する（送信は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までに行う。）。受理のメールが届かない場合は、電話にて西臼杵医療センターへ問い合わせること。

(3) 提出先

西臼杵医療センター

メール：jimukyoku@nishiusuki-hp.jp

2 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年7月6日（月）までに、随時（土曜日・日曜日・祝日を除く。）、西臼杵医療センターホームページに掲載し公表する。

西臼杵医療センター

ホームページURL <https://www.nishiusuki-hp.jp>

第9 参加手続き

1 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類（各1部のみで可）を提出すること。

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 会社概要書（様式第2号）
- (3) 委任状（様式第3号）※必要な場合に提出
- (4) 業務実績調書（様式第4号）
- (5) 法人登記簿謄本又は法人登記事項証明書（写しで可）
- (6) 町税（高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町）の納税証明書（写しで可）
- (7) 宮崎県税の納税証明書（写しで可）
- (8) 消費税及び地方消費税等に未納がないことの証明書（写しで可）
- (9) 共同企業体協定書の写し※必要な場合に提出

※（5）（6）（7）（8）は、いずれも写しで可とするが、書類提出時の直前3ヶ月以内発行のものとする。

県外事業者などで（6）（7）の発行・取得ができない場合は、提出を要しない。

2 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時【必着】

3 提出先

〒882-1101

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井435-1

西臼杵広域行政事務組合病院事業（西臼杵医療センター）運営管理局

4 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に持参すること。

※郵送の場合は、記録が残る方法（記録を提出する必要はない。）により提出すること。また、提出期限必着とする。

第10 企画提案書の提出

1 提出書類及び提出部数

		提出部数
①	企画提案書表紙（様式第6号）	正本1部
②	企画提案書（任意様式）	正本1部
③	入院・おむつセット価格表（任意様式）	副本6部
④	その他参考となる資料（任意様式） （例）製品のPR資料・パンフレットなど サービスのPR資料・パンフレットなど 企業概要・パンフレットなど（経営状況、個人情報保護の実施体制、コンプライアンス体制、公的認証（健康経営優良法人認定制度、えるぼし認定、くるみん認定、本社・営業所所在地等の自治体の公的認証など）の取得状況など） 地元企業（西臼杵郡内）からの調達予定を示す資料 地域貢献活動の有無が分かる資料 *別紙評価基準書を参考として用意してください（企画提案書の内容に含めても良い）。	

※用紙の大きさはA4を基本とすること。ただし、図表やパンフレットなど、提出書類のうち一部はA4以外の大きさの用紙にしても良い。

※印刷の色は指定しない（モノクロ、カラーいずれも可）が、記載事項が判読できるものとし、資料が見やすく内容が分かりやすいよう工夫すること。

※②、③、④はそれぞれ、ステープルで左上綴じとすること（②、③、④をまとめて1冊に綴じても可）。

2 提出期限

令和8年7月22日（水）午後5時【必着】

3 提出先

〒882-1101

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井435-1

西臼杵広域行政事務組合病院事業（西臼杵医療センター）運営管理局

4 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に持参すること。

※郵送の場合は、記録が残る方法（記録を提出する必要はない。）により提出すること。また、提出期限必着とする。

第11 審査

1 審査

西臼杵医療センターにプロポーザル審査会（審査委員長を含め審査委員5人で構成）を設置し、参加者から提出された企画提案書等に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。審査会による審査は非公開とし、評価・採点に関する質問、説明請求、意見及び異議は一切受け付けない。

2 プレゼンテーション審査の実施日

令和8年7月29日（水）（予定）

※実施時間は、参加者数に応じて決定する。参加表明書の提出期限後速やかに、西臼杵医療センターから個別に通知する。

※天変地異、急患対応等、やむを得ず日程を変更する場合がある。

3 プレゼンテーション審査の場所

高千穂町国民健康保険病院 大会議室

〒882-1101

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井435-1

※西臼杵医療センターの所在地と同じ

4 プレゼンテーション審査の方法

- ・プレゼンテーションは、説明15分以内、質疑応答10分以内とし、順番は企画提案書の受付順とする。
- ・説明及び質疑応答のためプレゼンテーション審査の会場に入室できる人数は1者につき5人以内とする。
- ・プレゼンテーションは、提出期限までに提出した企画提案書等を用いて行い、企画提案書等提出後の差替えや資料の追加は認めないものとする。

- ・企画提案書等の内容をプロジェクターで投影しながらプレゼンテーションを行うことができる。ただし、企画提案書等の内容と異なるものについてプレゼンテーションを行うことは認めない。
- ・会場に、プロジェクター、スクリーン、電源・延長コード、HDMIケーブルを用意する。パソコン等の機器は必要に応じて持参すること。機器の接続・準備に要する時間は5分間を上限として説明時間に含めないこととする。
(1者につき接続・準備5分+説明15分+質疑応答10分の最大30分とする。)
- ・プレゼンテーションを行うことができない者は、審査対象から除外する。
- ・有効な企画提案が1者のみの場合も、プレゼンテーション審査を行うものとする。

5 第一優先交渉者の選定方法

- ・別紙評価基準書に基づきプロポーザル審査会による審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉者に決定する。

※評価点が同点の者が2者以上あるときは、審査委員長の評価点をもとに上位者を決定する。

- ・有効な企画提案が1者のみの場合は、審査委員長含め審査委員の評価点が平均6割以上であり、プロポーザル審査会が適正な提案と認める場合に、第一優先交渉者とする。
- ・審査結果は、参加者に対して個別に通知するとともに、西臼杵医療センターホームページで公表する。

西臼杵医療センター

ホームページURL <https://www.nishiusuki-hp.jp>

- ・審査結果に対する質問、説明請求、意見及び異議は一切受け付けない。

第12 参加の辞退

参加表明書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合は、次のとおり参加辞退届を提出すること。

1 提出書類

参加辞退届（様式第7号）

2 提出期限

令和8年7月28日（火）午後5時

3 提出先

〒882-1101

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井435-1

西臼杵広域行政事務組合病院事業（西臼杵医療センター）運営管理局

4 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に持参すること。

※郵送の場合は、記録が残る方法（記録を提出する必要はない。）により提出すること。また、提出期限必着とする。

第13 契約締結

第一優先交渉者と業務実施方法や手順等について詳細な協議を行ったうえで、契約を締結する。なお、第一優先交渉者との協議が不調となり契約締結に至らなかった場合には、評価点が次点とされた者と協議を行うことがある。

第14 失格事項

- 1 プロポーザルに参加した者が次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。
 - (1) 第4に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
 - (2) 提出書類に不備（部数の不足、全体として判読不可能な印字など）があった場合
 - (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合
 - (5) 審査の公平性を害する行為や提案に当たって著しく信義に反する行為があった場合
 - (6) その他本要領に定める手続きを遵守しない場合

第15 その他の留意事項

- 1 プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- 2 企画提案は1者1案とする。
- 3 プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本国の標準時及び計量法によるものとする。

- 4 提出後の提出書類の変更、差し替え、追加は認めない。ただし、落丁等により提出書類の再提出を求める場合がある。
- 5 提出された書類は審査結果にかかわらず返却しない。また、関係法令に基づき情報公開の対象となる場合や裁判所等へ提出する場合がある。
- 6 提出された書類は、企画提案の選定手続き及び契約手続きに必要な範囲において、西臼杵医療センターにおいて複製し使用する場合がある。この場合において、西臼杵医療センターは無償で複製し使用することができるものとする。
- 7 西臼杵医療センターは、提出された書類及び上記6により複製した書類を、提出者に無断で、企画提案の選定手続き及び契約手続き以外の目的に使用しないものとする。